

月払い 《60歳保険料払込期間満了の場合》

たのしみランク(月換算保険料15,000円以上  
30,000円未満または30,000円以上)が適用され  
ています。(\*)

[ご契約例] 主契約:5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14) I型  
年金種類:10年確定年金(定額年金型)  
払込方法:口座振替料率 月払い/月払保険料:2万円・3万円

契約年齢	据置期間	年金支払開始年齢	月払保険料2万円				月払保険料3万円			
			払込保険料総額①(万円)	年金原資②(万円)	基本年金額(万円)	年金受取総額③(万円)	払込保険料総額①(万円)	年金原資②(万円)	基本年金額(万円)	年金受取総額③(万円)
				返戻率(②/①)		返戻率(③/①)		返戻率(②/①)		返戻率(③/①)
30歳	なし	60歳	720	754.0 (104.7%)	76.86	768.6 (106.7%)	1080	1136.7 (105.2%)	115.86	1158.6 (107.2%)
	15年	75歳	720	819.0 (113.7%)	83.48	834.8 (115.9%)	1080	1234.7 (114.3%)	125.85	1258.5 (116.5%)
40歳	なし	60歳	480	484.6 (100.9%)	49.40	494.0 (102.9%)	720	730.5 (101.4%)	74.46	744.6 (103.4%)
	15年	75歳	480	534.5 (111.3%)	54.48	544.8 (113.5%)	720	805.5 (111.8%)	82.11	821.1 (114.0%)
50歳	なし	60歳	240	241.3 (100.5%)	24.60	246.0 (102.5%)	360	364.0 (101.1%)	37.11	371.1 (103.0%)
	15年	75歳	240	256.2 (106.7%)	26.12	261.2 (108.8%)	360	386.4 (107.3%)	39.39	393.9 (109.4%)

男性

月払い 《保険料払込期間10年・15年の場合》

たのしみランク3.0万(月換算保険料30,000円以上)が  
適用されています。(\*)

[ご契約例] 主契約:5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14) I型  
年金種類:10年確定年金(定額年金型)  
払込方法:口座振替料率 月払い/月払保険料:3万円

契約年齢	据置期間	保険料払込期間10年					保険料払込期間15年				
		年金支払開始年齢	払込保険料総額①(万円)	年金原資②(万円)	基本年金額(万円)	年金受取総額③(万円)	年金支払開始年齢	払込保険料総額①(万円)	年金原資②(万円)	基本年金額(万円)	年金受取総額③(万円)
				返戻率(②/①)		返戻率(③/①)			返戻率(②/①)		返戻率(③/①)
30歳	なし	40歳	360	364.0 (101.1%)	37.11	371.1 (103.0%)	45歳	540	547.1 (101.3%)	55.77	557.7 (103.2%)
	15年	55歳	360	386.4 (107.3%)	39.39	393.9 (109.4%)	60歳	540	601.0 (111.3%)	61.26	612.6 (113.4%)
40歳	なし	50歳	360	364.0 (101.1%)	37.11	371.1 (103.0%)	55歳	540	547.1 (101.3%)	55.77	557.7 (103.2%)
	15年	65歳	360	386.4 (107.3%)	39.39	393.9 (109.4%)	70歳	540	601.0 (111.3%)	61.26	612.6 (113.4%)
50歳	なし	60歳	360	364.0 (101.1%)	37.11	371.1 (103.0%)	65歳	540	546.8 (101.2%)	55.74	557.4 (103.2%)
	15年	75歳	360	386.4 (107.3%)	39.39	393.9 (109.4%)	80歳	540	600.7 (111.2%)	61.23	612.3 (113.3%)

男性

契約年齢	据置期間	年金支払開始年齢	月払保険料2万円				月払保険料3万円			
			払込保険料総額①(万円)	年金原資②(万円)	基本年金額(万円)	年金受取総額③(万円)	払込保険料総額①(万円)	年金原資②(万円)	基本年金額(万円)	年金受取総額③(万円)
				返戻率(②/①)		返戻率(③/①)		返戻率(②/①)		返戻率(③/①)
30歳	なし	60歳	720	753.8 (104.7%)	76.84	768.4 (106.7%)	1080	1136.4 (105.2%)	115.83	1158.3 (107.2%)
	15年	75歳	720	818.6 (113.6%)	83.44	834.4 (115.8%)	1080	1234.1 (114.2%)	125.79	1257.9 (116.4%)
40歳	なし	60歳	480	484.6 (100.9%)	49.40	494.0 (102.9%)	720	730.8 (101.5%)	74.49	744.9 (103.4%)
	15年	75歳	480	534.5 (111.3%)	54.48	544.8 (113.5%)	720	805.5 (111.8%)	82.11	821.1 (114.0%)
50歳	なし	60歳	240	241.5 (100.6%)	24.62	246.2 (102.5%)	360	364.0 (101.1%)	37.11	371.1 (103.0%)
	15年	75歳	240	256.4 (106.8%)	26.14	261.4 (108.9%)	360	386.4 (107.3%)	39.39	393.9 (109.4%)

女性

契約年齢	据置期間	保険料払込期間10年					保険料払込期間15年				
		年金支払開始年齢	払込保険料総額①(万円)	年金原資②(万円)	基本年金額(万円)	年金受取総額③(万円)	年金支払開始年齢	払込保険料総額①(万円)	年金原資②(万円)	基本年金額(万円)	年金受取総額③(万円)
				返戻率(②/①)		返戻率(③/①)			返戻率(②/①)		返戻率(③/①)
30歳	なし	40歳	360	364.0 (101.1%)	37.11	371.1 (103.0%)	45歳	540	547.1 (101.3%)	55.77	557.7 (103.2%)
	15年	55歳	360	386.4 (107.3%)	39.39	393.9 (109.4%)	60歳	540	601.0 (111.3%)	61.26	612.6 (113.4%)
40歳	なし	50歳	360	364.0 (101.1%)	37.11	371.1 (103.0%)	55歳	540	547.1 (101.3%)	55.77	557.7 (103.2%)
	15年	65歳	360	386.4 (107.3%)	39.39	393.9 (109.4%)	70歳	540	601.0 (111.3%)	61.26	612.6 (113.4%)
50歳	なし	60歳	360	364.0 (101.1%)	37.11	371.1 (103.0%)	65歳	540	547.1 (101.3%)	55.77	557.7 (103.2%)
	15年	75歳	360	386.4 (107.3%)	39.39	393.9 (109.4%)	80歳	540	601.0 (111.3%)	61.26	612.6 (113.4%)

女性

※年金原資は、千円未満を切り捨てて表示しています(返戻率は端数処理前の数値で計算し、小数第2位を切り捨てて表示しています)。

- 保険料払込期間中の死亡保障を既払込保険料相当額に抑えることで、年金受取額を大きくしている円建定額年金です。
- 高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。
- 契約年齢は契約日時時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約当日に契約年齢(契約時の満年齢)に1歳ずつ加えて計算します。保険料払込期間満了年齢は契約年齢に保険料払込期間を加えたものです。
- 解約返戻金額は、ご契約後一定期間は既払込保険料を下回ります。この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金の上限を死亡給付金(既払込保険料相当額)とするしくみで保険料を計算しています。そのため、住友生命が将来の年金支払のために積み立てた金額(保険料積立金)が死亡給付金を上回った場合でも、解約返戻金は保険料積立金を下回ります。据置期間中は保険料積立金相当額をお支払いします。
- 据置期間を設定しない場合、年金原資は保険料払込期間満了直前の解約返戻金額から増加します。据置期間を設定する場合、保険料払込期間満了直後の解約返戻金額は保険料払込期間満了直前から増加します。
- 年金支払開始時に年金受取にかえて年金原資を一時金でもお受け取りいただけます。年金原資を一時金で受け取った場合、年金は受け取れません。

(\*) <たのしみランクについて> ご契約の月換算保険料に応じて「たのしみランク」が適用されます。この場合「たのしみランク」の適用がない契約より、保険料に対する年金額の割合が高くなります。

ランク	たのしみランク1.5万	たのしみランク3.0万
月換算保険料	15,000円以上、30,000円未満	30,000円以上

・月換算保険料は「たのしみランク」適用前の保険料で判定します。年1回払い、年2回払いの場合は、それぞれ月払いに換算した金額です。

【ご注意ください】

- ・同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。
- ・保険料率等が見直しとなった場合は、基本年金額等が変わることがあり、記載の金額までご加入いただけないことがあります。

**この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。**

・契約内容の変更(年金額の減額)により、「たのしみランク」が適用されなくなったり、適用される「たのしみランク」が変更されることがあります。  
・当資料では「保険料割引制度」に愛称名を付与して「たのしみランク」と表記しております。なお、「ご契約のしおり—定款・約款」では「保険料割引制度」と表記しております。

月払い 《18歳保険料払込期間満了の場合》

[ご契約例] 主契約:5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14) I型  
年金種類:5年確定年金(第1回年金倍額型)  
年金支払開始年齢:18歳  
払込方法:口座振替料率 月払い/月払保険料:3万円

たのしみランク3.0万(月換算保険料30,000円以上)が適用されています。(\*)

契約年齢	据置期間	払込保険料総額①(万円)	年金原資②(万円)	返戻率	基本年金額(万円)	年金受取総額③(万円)	返戻率
				(②/①)			(③/①)
0歳	なし	648	659.6	101.8%	110.04	660.24	101.8%
1歳		612	622.8	101.7%	103.89	623.34	101.8%
2歳		576	585.5	101.6%	97.68	586.08	101.7%
3歳		540	548.7	101.6%	91.53	549.18	101.7%
4歳		504	511.6	101.5%	85.35	512.10	101.6%
5歳		468	474.8	101.4%	79.20	475.20	101.5%
6歳		432	437.9	101.3%	73.05	438.30	101.4%
7歳		396	401.2	101.3%	66.93	401.58	101.4%
8歳		360	364.3	101.2%	60.78	364.68	101.3%

※年金原資は、千円未満を切り捨てて表示しています(返戻率は端数処理前の数値で計算し、小数第2位を切り捨てて表示しています)。  
 ■たのしみ未来<学資積立プラン>は個人年金保険です。保険料払込期間中の死亡保障を既払込保険料相当額に抑えることで、年金受取額を大きくしている円建定額年金です。  
 ■契約者が死亡されたとき、および高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。契約者が死亡されたとき、ご契約を継続いただくためには、新たに契約者を設定いただき、以後の保険料のお払込みをしていただく必要があります。被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。  
 ■契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約当日に契約年齢(契約時の満年齢)に1歳ずつ加えて計算します。保険料払込期間満了年齢は契約年齢に保険料払込期間を加えたものです。  
 ■解約返戻金額は、ご契約後一定期間は既払込保険料を下回ります。この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金の上限を死亡給付金(既払込保険料相当額)とするしくみで保険料を計算しています。そのため、住友生命が将来の年金支払のために積み立てた金額(保険料積立金)が死亡給付金を上回った場合でも、解約返戻金は保険料積立金を下回ります。据置期間中は保険料積立金相当額をお支払いします。  
 ■据置期間を設定しない場合、年金原資は保険料払込期間満了直前の解約返戻金額から増加します。据置期間を設定する場合、保険料払込期間満了直後の解約返戻金額は保険料払込期間満了直前から増加します。  
 ■年金支払開始時に年金受取にかえて年金原資を一時金でもお受け取りいただけます。年金原資を一時金で受け取った場合、年金は受け取れません。

月払い 《保険料払込期間10年の場合》

[ご契約例] 主契約:5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14) I型  
年金種類:5年確定年金(第1回年金倍額型)  
年金支払開始年齢:18歳  
払込方法:口座振替料率 月払い/月払保険料:3万円

たのしみランク3.0万(月換算保険料30,000円以上)が適用されています。(\*)

契約年齢	据置期間	払込保険料総額①(万円)	年金原資②(万円)	返戻率	基本年金額(万円)	年金受取総額③(万円)	返戻率
				(②/①)			(③/①)
0歳	8年	360	376.2	104.5%	62.76	376.56	104.6%
1歳	7年	360	374.8	104.1%	62.52	375.12	104.2%
2歳	6年	360	373.3	103.7%	62.28	373.68	103.8%
3歳	5年	360	371.7	103.2%	62.01	372.06	103.3%
4歳	4年	360	370.3	102.8%	61.77	370.62	102.9%
5歳	3年	360	368.8	102.4%	61.53	369.18	102.5%
6歳	2年	360	367.4	102.0%	61.29	367.74	102.1%
7歳	1年	360	365.9	101.6%	61.05	366.30	101.7%
8歳	なし	360	364.3	101.2%	60.78	364.68	101.3%

※年金原資は、千円未満を切り捨てて表示しています(返戻率は端数処理前の数値で計算し、小数第2位を切り捨てて表示しています)。  
 ■たのしみ未来<学資積立プラン>は個人年金保険です。保険料払込期間中の死亡保障を既払込保険料相当額に抑えることで、年金受取額を大きくしている円建定額年金です。  
 ■契約者が死亡されたとき、および高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。契約者が死亡されたとき、ご契約を継続いただくためには、新たに契約者を設定いただき、以後の保険料のお払込みをしていただく必要があります。被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。  
 ■契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約当日に契約年齢(契約時の満年齢)に1歳ずつ加えて計算します。保険料払込期間満了年齢は契約年齢に保険料払込期間を加えたものです。  
 ■解約返戻金額は、ご契約後一定期間は既払込保険料を下回ります。この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金の上限を死亡給付金(既払込保険料相当額)とするしくみで保険料を計算しています。そのため、住友生命が将来の年金支払のために積み立てた金額(保険料積立金)が死亡給付金を上回った場合でも、解約返戻金は保険料積立金を下回ります。据置期間中は保険料積立金相当額をお支払いします。  
 ■据置期間を設定しない場合、年金原資は保険料払込期間満了直前の解約返戻金額から増加します。据置期間を設定する場合、保険料払込期間満了直後の解約返戻金額は保険料払込期間満了直前から増加します。  
 ■年金支払開始時に年金受取にかえて年金原資を一時金でもお受け取りいただけます。年金原資を一時金で受け取った場合、年金は受け取れません。

【ご注意ください】・同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。  
 ・保険料率等が見直しとなった場合は、基本年金額等が変わることがあり、記載の金額までご加入いただけないことがあります。

(\*) <たのしみランクについて>  
 ご契約の月換算保険料に応じて「たのしみランク」が適用されます。この場合「たのしみランク」の適用がない契約より、保険料に対する年金額の割合が高くなります。

ランク	たのしみランク1.5万	たのしみランク3.0万
月換算保険料	15,000円以上、30,000円未満	30,000円以上

・月換算保険料は「たのしみランク」適用前の保険料で判定します。年1回払い、年2回払いの場合は、それぞれ月払いに換算した金額です。

・契約内容の変更(年金額の減額)により、「たのしみランク」が適用されなくなったり、適用される「たのしみランク」が変更されることがあります。  
 ・当資料では「保険料割引制度」に愛称名を付与して「たのしみランク」と表記しております。なお、「ご契約のしおり—定款・約款」では「保険料割引制度」と表記しております。

⚠ この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。

【募集代理店】

【引受保険会社】

**住友生命保険相互会社**  
 本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35  
 電話 (06)6937-1435 (大代表)  
 <ホームページ> <https://www.sumitomolife.co.jp>  
 住友生命 検索

代業-23-0096 (2/2ページ)